

として団体訴訟を起すケースも想定される。ただ事業者団体に団体訴権を与えることについては「乱用の恐れがある」との懸念も出ている。

審判制度の維持を目指す

公取委事務総長

公正取引委員会の伊東章二事務総長は12日の記者会見で、談合などの独占禁止法違反行為に対して出した処分の是非を自ら判断する審判制度について「必要だという考え方で各方面に説明している」と述べ、維持を目指す考えを強調した。

公取委は2008年の通常国会提出に向け同法の改正作業を進めるが、自民党や日本経団連は審判制度の廃止を要求。公取委の処分に不服の場合は審判を経ずに裁判所で争えるよう求めている。

調禁独民自

審判「廃止」が大勢

不当廉売対応は結論出ず

自民党の独禁法調査会（堀内光雄会長）は12日、審判・審判制度のあり方、不当廉売への対応、事業者団体への団体訴訟制度の導入の可否に議論が集中し、各論まで踏み込んだ。これまでの場合は、討論は進んでいない。会合は今年中に1回予定されているが、審判制度を廃止し、司法手続に委ねる審判・審判制度の抜本改革には公取委が反対しており、独占禁止法改正の議論の越年は決定的となった。

要望が出ている不当廉売に対する対応については、12日の会合で、日本経団連の阿部泰久経済第二本部長が私案として、大規模事業者によって不公正な取引方法（不当廉売）が行われている場合、中小企業団体は公取委から中小企業庁に実態調査を行うことを申し出ることができるとの考えを示した。

自民独禁調は、独禁法改正をめぐるこれまでの議論で、審判・審判制度

のあり方とともに、優越的な地位の乱用や不当廉売によって地方中小企業の疲弊の打開が大きな焦点になっていた。さらに、公取委が示した消費者団体訴訟制度の導入（景品表示法改正）に対しても、自民党側からは独禁法に一定の制約条件を付けたうえで事業者団体訴訟制度を導入すべきとの声も相次いだ。仮に事業者団体訴訟制度が導入された場合、建設業界で下請団体が元請企業に対して、不当廉売